

第 40 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 22 年 11 月 26 日(金) 10:00～12:00

場 所： 第二水産ビル 4F 会議室

出席者：

(委 員) 井上会長、五十嵐副会長、河西委員、竹田委員、宮田委員、湯浅委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 斎藤担当局長、本間参事、伊藤参事
経済部産業振興課 長橋課長

(事務局)

おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 40 回道州制特区提案検討委員会を開催いたしたいと思います。

本日は、委員 7 名中、南部先生が欠席となっておりまして、6 名の先生でのご審議となります。よろしくお願い申し上げます。

それでは井上会長、議事の進行のほうをよろしくお願いいたします。

(井上会長)

おはようございます。

早速でございますけれども議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

最初に、前回(第 39 回)委員会での審議結果の確認についてということで、ここから議事に入りたいと思います。

前回 39 回は、9 月 15 日に開催したわけですが、その委員会におきましては、配布資料 1 にありますように新規の道民提案に関しまして 4 項目を審議いたしました。

その結果、No.269、一番上にありますけれども、この携帯型心電計に関する使用制限緩和を除く 3 件、番号でいいますと 274 番、さらに 276 番、プラス 281 番、この 3 件が今後さらに検討を進めていくということになっております。

本日の委員会は、資料 1 の右側の 40 回というふうに書いた欄で○が付いている 4 つの案件について審議をするという予定となっております。審議に入ります前に、前回の委員会で欠席された委員が数名おられますので、最初に事務局から前回の審議結果について簡潔にご説明をいただきたいというふうに思います。

(事務局)

それでは、前回の委員会の審議結果についてご説明をさせていただきます。資料 2 をご覧ください。

まず 269 番「携帯型心電計に関する使用制限緩和」についてでございます。2 ページをご

覧ください。

2 ページの右下のほうに第 39 回提案検討委員会における分野別審議の論点整理というものがございます。ここをご覧いただきたいのですが、前回の委員会では、介護職員の実施できる行為の拡大に向けた国の取り組み状況ですとか携帯型心電計も含めて介護職員が行うことのできる行為の拡大につきまして、医療現場に現実に携わっておられる北海道医師会の皆様からいただいたご意見の内容などにつきまして事務局からご説明いたしましてご論議をいただきました。

委員の皆様からは、そこにございますように国で試行事業を行うというのであれば、その検討結果を見極めることとしてはどうかのご意見ですとか遠隔医療における規制の緩和について規制の実態ですとか課題などを洗い出す必要があるなどのご意見をいただいたところでございます。

今後の対応方向でございますが、携帯型心電計の使用を含めて介護職員の業務の拡大については、国の「たんの吸引」等の検討結果というものを見極めることとして、一旦本棚にしまうこととなりました。

また遠隔医療における規制の緩和につきましては、第 6 回答申を見据えて今後実態や課題の把握などを進めるということになりました。

次に 3 ページをご覧ください。274 番「地方自治法施行令第 158 条における「寄付金」の取扱いの特例」でございます。

4 ページをご覧いただきたいのですが、4 ページの右上の表でございます。前回の委員会では、収納代行業者から聞き取った手数料などの内容ですとか道内市町村を対象にして実施をいたしますアンケート調査の内容、これらにつきまして事務局から説明をいたしましてご論議をいただいたところでございます。

委員の皆様からは、コンビニで納めることができるようになってどれくらい寄付金が増えるかはわからないけれども、ふるさと納税を活性化するために市町村が創意工夫していくことを後押しするのは重要ではないかなどのご意見をいただいたところでございます。

今後の対応方向でございますが、道内市町村へのアンケート調査の結果を踏まえまして、第 5 回答申に向けて検討していくということになりました。

アンケート調査の結果につきましては、後程分野別会議の中でご説明を申し上げます。

次に、276 番「認定 NPO 法人制度の認定要件」についてでございます。6 ページをご覧いただきたいのですが、右上のほうでございます。前回の委員会では、内閣府が財務省に提出をいたしました平成 23 年度税制改正要望の中の認定 NPO 法人に関する内容につきまして事務局のほうからご説明をさせていただきました。

当検討委員会において論点とされてございます認定権限、それと認定基準、それと税制優遇、この 3 つのポイントのうち認定基準と税制優遇については、今回の内閣府の税制改正要望により措置をされていくという方向となりました。

しかしながら認定権限、国税庁から北海道のほうに権限を移すということにつきまして

は、国において措置をされておられませんので、この項目を国に提案していくかどうかにつきましてご論議をいただいたところでございます。

委員の皆様からは、認定権限の移譲を国に提案する際には、道としての業務処理のスキームというものも具体的に検討しておく必要があるというご意見ですとか認定基準の緩和や税制の優遇措置によりどれくらい地方税が減収となるのかということも考慮しておくべきとの意見などもいただきました。

今後の対応方向でございますが、国の動向を見据えながら認定権限の移譲について第 5 回答申に向けて検討していくということとなりました。

なお前回の委員会でのご意見を踏まえまして認定権限移譲後の道における認定業務のイメージですとか税制優遇措置の拡充による地方税への影響、これらにつきまして整理をいたしましたので後程分野別審議の中でご説明申し上げます。

次に「ポストバス」でございます。8 ページの右上をご覧くださいなのですが、前回の委員会では、住民によるタクシー運行を行っている徳島県の上勝町の事例ですとか地域の足の確保のための制度でございます自家用有償旅客運行の概要、これらにつきまして事務局のほうからご説明をさせていただきますましてご論議をいただいたところでございます。

委員の皆様からは、自家用有償旅客運送の見直しとポストバスの発想を組み合わせ、たとえば使用する車両について、貨物運送車両を可能にするとか運行主体につきまして株式会社でも可能にする、こういったことを検討してはどうかというご意見ですとか、幼稚園や保育園が所有をしております送迎バス、そういったものを活用するとか、使用する車輛の範囲を広げて考えてはどうかというご意見をいただいたところでございます。

今後の対応方向でございます。これらの意見を踏まえまして自家用有償旅客運送にかかる権限移譲ですとか規制緩和につきまして第 5 回答申に向けて検討を深めていくということとなりました。

次の分野別会議の中で検討を深めていくための資料などにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

前回の委員会の審議結果についてのご説明は以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明があった事項につきましてご意見・ご質問がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

先程先生方には、資料 1 を見ていただくとおわかりいただけると思うのですが、前回 39 回と今回 40 回の審議する、あるいは審議された案件について○印が付いております。一番上にあります 269 の案件以外につきましては、前回この場で議論をしております、第 5 回答申に向けて審議を深めていくということでありましたので、今日このあと各案件につ

きましてはさらに審議を深めていくということでもあります。

ただ、一番上の案件につきましては、一応今回の第 5 回答申にというところに盛り込まないかたちで前回議論しておりますので、この辺りについて何かご意見等々があったらいただきたいと思います。

とりわけ名前を言うのは躊躇するわけですが、この議論の中でいろいろな意味で議論をリードしていただいた五十嵐副委員長は前回おられなかったし、この中で私が見ているのは、今説明のあったページの 2 です。遠隔医療における規制緩和については云々というところにおいては、宮田委員が出席されていたこの場の委員会の中で多々ご発言をなさっていたということの部分ですが、お二人を欠いたかたちで私どもはこのような判断をしたということでもありますので、とりわけ議論を、とりあえず本棚にということにしておりますので、これでよろしいかどうかということも踏まえてご意見等々があったらお出しいただきたいと思います。

その他の案件についても今事務局から説明があった限りにおいてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

結論から申し上げますと、一旦本棚でよろしいかと思えます。今の結果を聞きまして思っていました。

介護職員の業務拡大は、今国が試行事業を行っておりますのは、あくまでも特養という施設の中だけのことでございます。私たちが考えておりましたのは、特に過疎地域の在宅、地域というものを目指してそこに規制緩和できないかということが元々あったのです。

これは、まだ国のほうでも、施設の中でどうかという議論の中で、地域の中でというのは、本来であれば道州制特区で出したいというところは山々ですけれども、過疎地域でというかたちでもいいかなということではありましたが、なかなか各関係機関の理解が得られないという段階では、出しても難しいかなとは思っているところです。

以上です。

(宮田委員)

提出された携帯型心電計のことだったのですけれども、その裏にある在宅と遠隔医療、新しい医療の仕組みというものを北海道らしい中で考えていき、その中でいろいろな思考錯誤が行われることで新しいビジネスだとか地域サービスというものが生まれてくるところを読み取りたいなと思っていたのですけれども、今後も含めて議論を続けていくということでもよろしくお願ひしたいと思えます。

(井上会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

前回、ご出席かなわなかった先生方からご意見を頂戴いたしました。

遠隔医療のことに関しましては、資料 2 の 2 ページに書いてあるとおりです。第 6 回答申を見据えてということで、少し基本的なところからきちんと議論を踏まえる土壌というものを今後私どもも含めてつくっていくことにしたいと思います。

さらに医療関係というのは、特に北海道というのは、過疎化が急激に進む、高齢化が進むということの時代の中で、やはりその他の地域に先行してでもしかるべきことをやっていくような提案というものを取り上げていきたいと思うのです。

ただ、いろいろなご意見もあって日の目を見ないものもありますけれども、これの一番下のほうに書いてある今後、医師会等から医療現場での制度改正の提案等があればということで、ただ提案をご検討されているようにも聞く部分もありますので、積極的に医師会等、あるいは看護師会でご提案等々があればそれを事務局等で吸い上げていただければというふうに思っております。

そういうことで本棚に整理するというこの案件 269 については、こういうかたちで、今日これ以上中心な議論のテーマにしないことにしたいと思います。

残りの案件 3 つにつきましては、今日これから前回までの議論を踏まえて、さらに答申を前提としてさらに議論を深めていくということで次の議題に移りたいと思います。

そこで、また先生方の闊達なご意見等々をいただきたいというふうに思います。

これは議事の (2) 分野別審議についてということで、その中にご議論いただきたいと申します。

まず最初にNo.27「地方自治法施行令第 158 条における寄付金取り扱いの特例」についてご審議をいただきたいというふうに思います。

前回の委員会で説明がありましたようにこの案件につきましては、道内市町村に対してアンケート調査を行い、今回この場で取りまとめをした結果をご議論いただくということですので、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

分野別審議資料の資料 3 をご覧いただきます。13 ページから 16 ページまでが市町村にお配りをして調査をした調査表になってございます。この調査表をもとに各市町村に調査をしたということでございます。

次に 17 ページをご覧いただきます。この 17 ページの表が調査結果でございます。右上のほうに「調査概要」という欄がございます。調査の対象につきましては、道内 179 市町村、全市町村を対象として調査を行いました。全ての市町村からご回答をいただいたところでございます。

今年 9 月から 10 月にかけて市町村のニーズを把握するために行ったというものでございます。

左の問 1 でございます。「ふるさと納税の実施状況」でございます。道内 179 市町村のう

ち、行っていない市町村は1団体のみ。178市町村は実施しているということでございます。

次に問2でございます。「ふるさと納税の収納方法」、それと市町村が負担をしている手数料の額につきまして調査を行いました。その結果がそこに載っております。収納方法につきましては、役場まで持参をするというのが一番多くございました。

その他、クレジットカードを除きまして郵便振替ですとか現金書留とか納付書、指定口座への振込、こういった収納方法が広く行われているという状況でございます。

自治体が負担する手数料につきましては、金融機関への振込みでは、平均で390円の負担です。納付書の場合では、平均105円というふうになってございます。

次に問3でございます。コンビニ収納が可能となった場合、この新たな収納手段というものを導入するかどうかということの質問でございます。回答といたしましては、前向きに導入を検討したいという団体が1団体ございました。

現段階では未定けれども、必要経費などの条件次第では考えてみたいというご回答を43の市町村からいただいたところでございます。合わせまして全市町村の約4分の1にあたります44市町村から前向きな回答をいただいたところでございます。

次、問4では、問3で前向きな回答をいただきました44市町村に、1件あたりの手数料、それと年間の基本料金がどれくらいの額であればコンビニ収納の導入が可能となるかということをお聞きしました。

前回の委員会でもご説明いたしましたが、アンケート調査の実施にあたりましては、予め私ども収納代行業者から聞き取った想定される必要経費、手数料であれば1件あたり60円から120円、年間基本料金であれば12万円から18万円かかりますというものを市町村に予めお示しをして調査を行ったところでございます。調査結果におきましては、1件あたりの手数料について60円から120円の負担が可能ですという回答がありましたのは、19市町村でございます。それ以上負担してもいいという回答が4市町村ございました。

なお負担可能な1件当たりの事務手数料は、右のほうにございますが、平均でございますが131円というふうになってございます。

その下でございますが、年間基本料金につきましては、7市町村から12万円以上の負担が可能であるという回答をいただいております。右に、負担可能な年間基本料金の平均でございますが、3万3千円ということになってございます。

想定される必要経費として私どもがお示しをした手数料と年間基本料金の額、この両方とも負担が可能であるという回答をされた市町村は、6市町村ございました。

次に問5でございます。これは、問4と同じように44の市町村が対象でございますが、コンビニ収納が実現すると1年間でどれくらい収納件数の増加が見込まれるか、どれくらいの増加を期待しますかということをお聞きいたしました。これは、市町村ごとに1件という市町村から50件という市町村というふうにかなりバラつきの幅がございました。増加見込み件数の平均は、右のほうに出てございますが、13.1件というふうなこととなっております。

次、問 6 でございます。コンビニ収納の導入をする考えはないとお答えいただきました。134 の市町村にその理由をお聞きしたところ、一番多かったのは、手数料などの費用がかかるからという回答でございました。

調査結果は以上でございますが、事務局といたしましては、今回のアンケート結果によりましてコンビニ収納に前向きな市町村が 44、想定される必要経費の負担が可能な市町村数、手数料でいきますと 23 の市町村、年間の基本料金でいきますと 7 つの市町村、それと両方とも負担が可能ですという市町村が 6 つという結果を踏まえまして十分に国に提案していけるのではないかとこのように考えてございます。

また今回の調査でわかりましたことは、年間基本料金がネックになっているという市町村が多いということがございました。従いまして、たとえば複数の市町村が共同して収納代理業者とコンビニ収納契約を行う。こういったことで年間の基本料金を下げられないかということなど、年間の基本料金の負担を軽減するための方策につきまして今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局のほうから説明があった案件について検討していきたいというふうに思います。ご意見・ご質問がございましたらお出しいただきたいと。いかがでしょうか。

(河西委員)

概ね事務局のお考えに賛同するものなのですが、質問が 1 点あります。

こちらの資料の 4 ページです。今回、質問表をするふうにあたって年間のランニングコスト、そのページはあったのですが、初期の導入コストに関して記述がなかったように思えるのです。資料 4 ページを見ますと導入コスト、イニシャルコストが 0 から 10 万円ということはかなり幅があるわけです。こちらに関しては、この程度であれば市町村というのはイニシャルコストとして支払えるというふうなお考えなのではないでしょうか。

(事務局)

12 ページのほうの資料にあります。前回ご説明いたしましたふるさと納税の関係で、コンビニ収納のイニシャルコストにつきましては複数の社に調査をしたものです。

この中でイニシャルコストはかからなくてもできるよというところもあれば、10 万円くらいまでの幅があったものですから、そういう意味では、ここについては基本的に、なるべくお金がかからない方法というのは、ある意味これから代行業者を選んでいく中でできるのかなという部分もございまして、あえて今回市町村のほうには、特に月額基本料金と

手数料について、これはあきらかに経費がかかるということですから、そこを中心にお聞きしたというかたちになっています。

(河西委員)

わかりました。

そうすると、たとえばイニシャルコスト 0 円の会社の年間のランニングコストが一番安い 12 万円というような組み合わせなのでしょうか。

会社によっては、たとえばイニシャルコストを 0 円にして月額の使用料の基本料金を高くする、携帯電話のビジネスモデルのようなのですが、そういうようなところもあるのではないかと思ったのでこういう質問をさせていただきました。

一番望ましいのは、イニシャルコスト 0 円で月額基本料が一番最低の 10,000 円であれば望ましいのですけれども、イニシャルコスト 0 円だけでも月額料金が 15,000 円で年間 18 万となると、結果として高くつくことになってしまいます。

(事務局)

複数社に聞いた内容ですから、具体的に細かくはないのですけれども、実際にイニシャルコストの部分でいいますと、イニシャルコスト 0 円のところについては、月額基本料は月 15,000 円、年間 18 万となっております。

そういう意味では、別な社のほうでは、イニシャルコストは、一時金として 10 万になりますけれども、月額基本料については安く、月 1 万円で年間 12 万という若干のバリエーションはあります。

(井上会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(宮田委員)

僕も概ねいいのではないかと考えています。

だいたいふるさと納税でされます納税額にもバラつきがあると思うのです。要するに手数料がかかったとしても、年間 20 万かかっても非常に都合がいいとか便利だということで納税してくれる人が増えてくれればいいわけです。だいたい今、1 人当たりの平均寄付金というのは、ちなみにどれくらいなのでしょう。

(事務局)

こちらにつきましては、資料の 12 ページのほうに書かせていただきました。12 ページの下のほうに参考で、これは平成 20 年度の値なのですけれども、平成 20 年度の実績で 1 市町村当たり平均 25 件、1 件当たり平均 107,000 円というような金額となっております。

(井上会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

私が発言しているのかどうか分からないのですが、結論からいきますと、是非数少ないといいながら現場から要望がある限り、できるだけ期待というものを背負ってこれを実現したいというふうに思う。これはみなさん方も同じだと思うのです。

ただ、今お二方からご質問がありましたけれども、コスト&メリットと申しますか、そのあたりのところのシミュレーションをかなり現実的にやっていかないと、この場ではともかくとして、なるべく権限を移譲したくないとか新しいものを認めたくないという去る筋のほうからいきますと、そのあたりのところをかなり突き詰められると、本当にそれが現場が願うことなのかというところのロジックというものが、なかなか整理し難いのではないかというふうに思います。

河西先生が言われたようにイニシャルコストを0円にしておいて、あとは基本料金で取りますよというところ。あるいは1件当たりの手数料を高く取りますよということの組み合わせというのがあるわけで、全て有利なほうに有利な組み合わせというのは、必ずしも現実的ではないように思いますので、そのあたりのところを少し詰めておく必要が、国に上げていく段階では要請されるのではないかというふうに思います。そのあたりにご配慮いただきたいと思います。

何よりも4分の1のところをどうやってこの地元の声というのが、私どもは4分の1というのはそこそこの数字だよねというふうになるけれども、別なところから見ると4分の1かというふうになって潰されないように、そのロジックというものを組み立てていくことが大事だろうというふうに思います。

他に先生方からご意見があればお出しいただきたいと思います。

(五十嵐副会長)

今の市長会からの要請書の資料を拝見すると、20年度から総務省に対して要望を続けているという中で、要望事項が2つあって、収納事務を委託できるということと、もう1つ寄付金控除に関する申告手続きの負担軽減というものがあります。

ここは、寄附をした方側が控除できるものを、事務手数料の軽減ということですかという質問と、この扱い方、取り扱い方というのでしょうか、これは、総務省は20年度から聞いていて、総務省の反応はどうなのでしょうかとこの質問をさせていただきます。

12ページの今の金額ですけれども、1市町村平均寄附件数が1年間25件で、1件当たりの10万7千円ですから、250万から260万のものがきているということになります。

この扱われ方というか、20年度から22年6月まで出ているのですが、どういう結果になっているのでしょうか。

(事務局)

市長会さんとこの件で打ち合わせをさせていただいたときに、市長会さんのほうから、実は市長会としても20年度から国のほうに要望を上げているのですということで初めてわかったことでございます。

国の反応については、特に市長会さんのほうから、国の感触についてのお話はなかったところでございます。

寄付金控除に関する申告手続きということについては、これは個人の方が寄附をいたしましたときの手続きの負担軽減ということではないかなと思ってございます。

(五十嵐副会長)

この道州制特区の中で提案するとき、コンビニの取り扱いがここで規定された経済性の要件に合致しないと考えるという総務省の解答に対して、これだけのアンケートの結果から経済性を含めても要件に合致するのではないかという反論の主要になるということと同時に、このものが出せるのか出せないのかはわからないですけれども、手続きも負担軽減していただければさらに納税する方が増えるのではないかという見通しが立てられるかどうか。その辺は市長会と打ち合わせをしていただければと思います。

(事務局)

わかりました。市長会のほうと打ち合わせをさせていただきたいと思います。

(井上会長)

これは、各市町村別にコンビニの形態と契約をしなければいけないのですか。

つまり、基本はそうだと思うのですが、たとえば先程河西先生あたりのところから出てきた、要するに初期導入費用とかイニシャルコスト、あるいは年間の基本料金、これを個別にやれば当然1件当たりの単価というのは高くなるのだろうと思う。

これは何かコンソーシアムとか広域連合的なものをつくって、私はどここの市町村にしますというところだけにはきちんと抑えていただいて、契約は全部1本で1本というわけにはいかないものなのですか。

(事務局)

それにつきましては、先程のご説明の最後のほうでお話しましたがけれども、たとえば複数の市町村が共同して代行業者さんと契約をするということは、可能だと思います。そうしますと年間基本料金18万円を10の市町村で共同して契約しますと、1市町村18,000円の負担で済むということになる可能性はあります。

ただ、代表となる市町村に全ての寄附が入ってくるものですから、そこでまたその例え、Aという市が他の共同している市町村ごとに振り分けをしなければならない作業が出

できます。窓口となって受け皿になっていいですよという市町村が出てくれば、それは十分可能ではないかと思っております。

その辺を含めてコンビニ納税の導入に前向きな市もございますので、今後、そちらのほうとご相談をしながら検討していきたいと思っております。

(宮田委員)

それを市でやるのか道が振り分けをするのがいいのか、今後の検討でしょうね。

(井上会長)

提案する段階では、ある程度理論武装といいますか、状況をきちんと整理しておく必要があると思っておりますので、お手数ですけれども可能な限りあたっていただければと思います。

(湯浅委員)

先程の 178 市町村の中の 44 という数字を見たときに、4 分の 1 といわれていましたが、市町村というのは 100 万人単位のところもあれば 1300 人の村もあります。これはデータを取るときに、議論の中の一つとして説得力を付けるために人口比のようなかたちで出してみてはいかがかなと思いました。

小さな町というのは、やはり人手も少ないので、面倒臭がるかもしれないけれども、そういう可能性があることを実践としてつくりあげるためにも、私もやり始めてほしいなというふうに思ったものですから、その辺はどうなのでしょう。

人口比として、その 44 の市町村は、小さなところより、大きいところが多いのですか。

(事務局)

44 については、市が多いのですが、小さいところもございます。

(湯浅委員)

細かい正確な数字はいいですが。ただそういうことを抑えておいたほうがいいのではないかとこのように思っただけです。

(宮田委員)

人口比が違えば、4 分の 1 以上の人口であるのではないかということですね。

(井上会長)

それをいっているときりがなくて、1 件当たり 10 万 7 千円といってみても、それは単純に平均値であって、たぶん偏りがある。宮田さんみたいなお金持ちの人は 100 万、200 万ということになるかもしれないけれども、私は 5,000 円ぐらいとか、そんなことの積み重

ねだから。

(宮田委員)

今の結果と今の事務局でつくっていただいた手数料をこれぐらいで、年間イニシャルコスト 20 万ぐらいで、だいたいこれぐらいのものがありますよということを 134 件、導入する考えはないという 4 分の 3 のところに擬似的に振ってみて、全部にやられると大変なので、いくつかサンプリングして、こういう結果なのですけれどもいかがですかというヒヤリング調査。ネガティブな要件というのは、事務手数料と手間が増えるというところがあるのではないかとということであれば、そこを見越したときに、134 件は一次調査ではそうだったのだけれども、そんな値段でできるのならば銀行の振り込みより安いじゃないかなれば、増えるということであれば、もう少しこれを要望する、あるいは可能性があってあれていくような要件があるという材料になるのではないかと思います。

これは意見として、要望として言っておきます。

(竹田委員)

2 点ほどあるのですが、1 点目は、先程の 4 分の 1 ぐらいの数ということです。道内だから 44 市町村が 4 分の 1 になるのであって、本州にいて府県の 44 市町村といたら、ほぼ一つの県の全ての基礎自治体の数になってしまいます。そんなに少ない数ではないだろうということが一点です。

それから消極的になる理由が、事務的な手間が煩雑になるということなのですけれども、これはどういうことなのでしょう。用紙を送るということを事務といっているのでしょうか。

(事務局)

現在でも、寄附を希望される方から役場に電話があつて、住所と名前とをメモして、納付書を送付しています。その部分の煩雑さではないと思っております。

コンビニから送られてくる、人数や金額のデータを整理していくのが、新たな事務として出てくるというような意味合いだと思います。

(河西委員)

先程宮田委員がおっしゃっていたので言うことはなくなりましたが、私も同じで、導入する考えはないというような自治体に対して、まずコストの比較、もう一つ事務手続きの比較、このあたりをきちんと示した上でもう一度それでもだめですかみたいなことは伺ってみる必要はあるのではないかと思います。

そのコストの比較に関しても 1 件当たりの手数料、それから年間のランニングコストなどは出ているのですが、たとえば今回コンビニエンスストアの収納によって平均件数が 13

件、それに対して年間のランニングコストが、だいたい 18 万円ぐらいです。そうすると 1 件当たり 1 万数千円のコストがかかるということです。

それに対していくらふるさと納税を期待されるかというような部分の比較は必要なのでしょう。

もう一つ、17 ページに出ているように①から⑦までの方法があって、それぞれ 1 件当たりふるさと納税してもらうために真のコスト、手数料だけではなくてそれ以外のコスト。たとえば金融機関への振込なども、自治体は口座を持っているからいいのかもしれないですけれども、それに係わるいろいろな労働コストがあるかもしれない。そのあたりの比較というものをきちんとされて数字を、コスト比較をされたらどうかと思います。

そして、事務手続きの煩雑さに関してなのですけれども、ふるさと納税がその後うまくいくかどうかはわからないのですが、インターネット通販などを良く利用する人にとってみれば、ある程度ホームページで完結して、その中で番号を振り分けられて、それをコンビニに持って行くといくら収納してくださいというのがコンビニの端末に出てきて、それをコンビニのレジに持って行ってお金を払う。それで済みなのです。

したがって、ふるさと納税のお金を収納するところまでに関しては、ほとんど自治体の事務手続きというものはかからないのではないかと思います。民間のネット通販と同じような仕組みなのであればかからないはずで。

たぶん事務手続きとしてかかってくるのは、そのお金が振り込まれたときに、自治体の口座に振り込まれたときに誰の何さんからいくら届いたというのを判別する。ただ、これも当然コンビニから何月何日にいくら収納しました。その人の番号はこれですというものがあるから、比較的対応させやすいと思うのです。

そういったことも含めて少し事務手続きに関して詳細に自治体に提示して、それで検討してみただいたらどうかと思います。

(竹田委員)

単純に仕事が増えることは楽しいことですか、楽しくないことですかと聞かれると、楽しくないですと答えてしまうのですけれども。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

ただ日程的な部分等々がありますので、もう 1 回 178 プラス 1 の 179 の全市町村にというわけにはいかないだろうと思いますけれども、今この場に出てきましたことを踏まえて整理する必要がある部分については、お手数ですけれどもやっていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、提案であげて、さらにその後の理論武装のプロセスでということですし、また良いものであればあるほど今度はやらないと欲していたところがやっぱりやりま

すというかたちで入ってくる部分もあると思いますので、そのあたりを踏まえてやっていただければというふうに思います。

(事務局)

各先生方からいろいろご意見をいただきました。会長から、先生からもお話がありましたけれども、今回アンケート調査を行ったのは、実際に市町村のほうにそういうニーズがあるかどうかということ把握するということを目玉にやったわけです。実際 25%の自治体が、できればそういった収納方法も導入したいということです。

今までいろいろご議論をしていただきましたが、大阪の箕面市が構造改革特区で出した際に、費用対効果の関係でだめだというのが総務省の見解でございました。

そういう意味で、きちんとこの辺について、せつかく 44 団体について導入したいと出てきておりますので、その辺につきまちは理論武装をして国に出したときに、こんなことなら無理じゃないのかと言われないうなかたちに整理しておきたいと思います。

それから、河西先生からお話のあった部分でございますが、4 ページの部分に、これまでもご説明させていただいたのですが、クレジットカードによるふるさと納税というのは、いわゆる収納代理業者による立て替え払いということで、小樽や夕張市が実施してございます。これはインターネット上で取り扱いができるということで、これは河西先生がいわれたようなかたちになります。

6 ページにコンビニでのふるさと納税のイメージ図というものを出してございます。道庁と書いているところが、今度は市町村というふうに理解していただけたら一番わかりやすいのですが、具体的にバーコード付き納付書を寄附者のほうに出しまして、その寄附者はその納付書に基づいてコンビニで支払うということになります。

②のところに記載してございますが、想定される課題でございますが、ふるさと納税コンビニ収納のためのシステム構築ということで、公金の取扱を企業に委託することになりますので、安全かつ確実な収納を行うための仕組みとしてバーコード付きの納付書の作成。こういった事務手続きが煩雑になってくるのではないかとというあたりが、詳しく分析しないとわかりませんが、小さな自治体であれば、いわゆる手続きと効果との関係で煩雑になるというような回答が出てくるのではないかなと思います。

いずれにいたしましても、その辺については、きちんと理論武装したいというふうに考えます。

(河西委員)

今のお話に関してもう 1 点質問をさせていただきたいのですが、民間のネット通販の会社は、小さな会社でもこういった仕組みに乗っかって代金を収納しているところがあるのです。

そうすると、コスト的に割が合う、そういうようなシステムというものを使えるのでは

ないかと思うのです。その辺りはもう少し収納代行業者に関して聞き取りをしていただけないでしょうか。

(事務局)

今先生からお話のあった点も含めて対応していきたいというふうに思います。

(竹田委員)

今のこととお話はすれ違っていると思うのですが、先程河西先生がおっしゃったのは、バーコード付き納付書は、今は必要ないのです。なくてもできるのですね。

(河西委員)

自分がプリンターで印刷をして、それを持って行くのです。

(竹田委員)

それが公金だから必要なのかもしれないですけども、システムとしてはバーコード付き納付書が必要だというのは、コンビニでお金を払うというところでは必ずしも必要ない。

公金だから必要になるのかもしれませんが、そこは、もしかしたら公金でも必要ないかもしれないということです。

(井上会長)

その他よろしいでしょうか。

ちょっと時間をこれから調節させていただきたいと思いますが、276 と 281 の案件にしましてこの分野別協議というところでご議論をいただきたいと思います。

まず先にNo.276 認定 NPO 法人制度の認定要件ということにつきまして事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局)

資料 3 に基づきまして私のほうからご説明させていただきます。認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和についてでございます。資料 3 の 26 ページをご覧くださいませでしょうか。

前回 39 回の委員会におきまして認定権限の移譲をする際に窓口での業務処理のスキームを具体的に検討しておく必要があるというご意見をいただきましたことから、私ども事務局のほうで実際に札幌国税局のほうに出向きまして現行の認定 NPO 法人の認定手続き、あるいは業務内容の概要を伺ってまいりました。

その結果を踏まえまして認定手続きの概要、業務処理をイメージしたものがこの 26 ページの資料でございます。

上のほうに現行と書いてございます。これが現在札幌国税局で行なっている認定手続き

の概要でございます。

まず、認定を受けようとする NPO 法人は、①認定申請書を所轄の税務署、これは道内 30 カ所ございますが、そちらに提出をいたします。

所轄の税務署におきましては、必要な書類が添付されているかといったことを精査した上で札幌国税局に進達をします。それが②のところ です。

実際に申請のあった NPO 法人が法律に基づく認定要件を備えているかどうかの調査、あるいは審査といったものは札幌国税局のほうで行っているということでございます。

一方、NPO 法の規定に基づきまして全ての NPO 法人は、年 1 回事業報告書などを所轄庁である北海道に提出することになってございます。認定 NPO 法人の認定申請を受け付けた札幌国税局におきましては、所轄庁である北海道庁に依頼をいたしまして、こういった事業報告書の提出を求めるということになっております。

その際に事業報告書の写しに合わせまして、北海道からこの NPO 法人が NPO 法に基づく、指導監督に基づく法令違反というものが無い旨の証明書を北海道から札幌国税局のほうに提出されるということになっております。

これらを踏まえまして札幌国税局では、こういった書類の内容審査、または実態調査を行います。審査の結果認定要件を満たしていることが確認されましたら国税庁の本庁のほうにそれらの書類を進達するということが④と なってございます。

国税庁の本庁におきまして進達のあった申請書類を確認し、認定を行なったときは当該法人に対して認定をするという流れになっていると聞いてございます。

その下の囲みでございますが、所轄の税務署での認定申請書の受付から国税庁の認定の決定まで、標準的な事務処理期間は 6 ヶ月と なってございます。

また NPO 法人からの認定 NPO 法人の認定に関する相談業務につきましては、道内では札幌国税局でのみ実施しているということでございます。

先程申しました道内 30 カ所の税務署では、書類の受付はやってございますが、たとえば事前相談を含めました認定手続きに関する相談受付というものは、特に実施していない、直接的には札幌国税庁の担当課のほうが行っているということでございます。

これを踏まえまして、2 番としまして、道への権限移譲後ということを書いてございます。道に認定権限が移譲された場合に想定される事項を書いてございます。認定を受けようとする NPO 法人からの申請書類につきましては、①でございますが、全道 14 カ所ございます各振興局で受け付けることを想定しております。各振興局では、必要な書類が添付されているかといったことをチェックした上で道の本庁に進達する。

道の本庁におきましては、札幌国税局における調査・審査と同様に書類審査、それから既に NPO 法人から出されている事業報告書等の内容の確認を含めまして必要に応じて法人のほうに出向いて実態調査を行います。審査の結果、認定要件を満たしていることが確認されましたら当該法人に対して認定を通知するという流れを考えてございます。

なお、認定 NPO 法人の認定制度は、国税であります所得税とか法人税等にも関わること

ですが、道に認定権限が移譲された場合であっても認定の決定を行った後に国税庁にそういった認定決定を通知するという必要になるものと今のところは考えてございます。

その下に権限移譲後のメリットと書いてございます。まず 1 点目といたしまして実際に NPO 法人を新たに設立するとか、いろいろな業務報告を行うという部分では、北海道は既に所轄庁として業務を行ってございますが、その北海道で認定に関する調査・審査から認定まで一連で行うことによりまして、既に NPO 法に基づいての書類は提出されていることでありますとか、改めて東京にある国税庁のほうに進達がいかなくなるといったようなことから 6 ヶ月とされている事務処理期間が短縮できる可能性があるのではないかと考えております。

また 2 点目といたしまして相談業務につきましては、今現行札幌国税局 1 ヶ所のみということで対応されているのでございますが、全道 14 ヶ所ございます各振興局でも相談業務を実施することを想定しておりまして、そうなりますと NPO にとって身近な相談が可能となると考えられます。

また 3 点目といたしましては、新たに NPO 法人を設立しようとされる方にとりましては、NPO 法人の認証にかかる相談手続きと、認定 NPO 法人の認定に関する相談手続きが道でワンストップで可能になるというふうに考えております。

大まかに認定手続きの概要を書き取ったものでございますが、次の 27 ページをご覧くださいますと、そちらに具体的に今国税局のほうでやっている業務を北海道に置き換えた場合どうなるかということで整理したものでございます。

中身につきましては、今ご説明した内容と重複いたしますので省略させていただきますが、特に認定 NPO 法人の認定にあたりまして事前相談というものはかなり重要になっているということで国税局から聞いてございます。最初にまず申請書を提出とか手続きに入る前に事前相談の受け付けをして、認定を受けるための要件を満たしているかどうか自分でチェックできるような事前チェックシートをお配りしたり、申請書類の様式などをお渡しするというところでございます。そういったことが道に移管された後、本庁より全道 14 ヶ所の振興局で行うことになりましたら、先程の繰り返しになりますが身近な相談というものもかなりできるようになるのではなかろうかというふうに考えてございます。

以上が認定 NPO の具体的な処理イメージの例でお話しをさせていただきました。

引き続き認定 NPO 法人関係で前回の委員会のほうでご意見をいただきました認定 NPO 法人の税制優遇措置が拡充されることによって地方税への影響ということも考慮すべきではないかというご指摘をふまえて私ども事務局のほうで調べました。

内閣府のほうで今出しております平成 23 年度税制改正要望で、全国ベースでの地方税の減収見込みを試算しております。これをベースに北海道内の地方税への影響額を試算してみましたので、それをご説明したいと思います。資料 3 の 28 ページのほうになってございます。

まず前回の委員会での説明と重複いたしますが、現在内閣府から財務省のほうに提出し

ております平成 23 年度の税制改正要望での認定 NPO 法人の税制優遇措置の拡充についても一度簡単にご説明させていただきたいと思っております。一番上の囲みの部分でございます。

まず(1)法人への寄付者の課税の部分でございます。①といたしまして、個人が認定 NPO 法人に寄付をした場合、現在は所得控除方式というかたちで、いわゆる所得からその分を控除して課税するというふうになっておりますが、それに加えまして税額控除方式を新たに導入するというので、現行の所得控除と税額控除と自分で選べるような選択制にしていくということでございます。

なお、税額控除方式につきましては、寄付金額の 50%、税額の 25%を限度としてございまして、寄付金額 50%のうち 40%を国税の所得税から、残りの 10%を地方税のある個人住民税から税額控除する考えとなっております。

また 2 番目でございますが、地方公共団体が個人住民税の寄付金税額控除対象として条例に基づいて独自に NPO 法人を指定できるようにするというのでございまして、この法人については PST 要件を求めないということでございます。つまり PST 要件を満たさなくても条例で指定された NPO 法人については、認定 NPO 法人として取り扱われるということになるということでございます。

3 番目は、NPO 法人のスタートアップを支援するために PST 要件を満たさなくても寄付優遇を受けられる仮認定制度を導入するとしてございます。これは、法人を新たに立ち上げる際には、PST 要件で求められます過去の寄付受け入れ実績というものがないための特例措置でございます。

これらの措置によりまして国税としては所得税の減収になりますが、地方税といたしましては個人住民税の減収という影響が想定されます。

また同じ枠の中に(2)法人への課税とございます。収益事業の収入から公益事業に支出した金額について一定割合を限度に損金参入できるというみなし寄附金制度というものが既にご覧いただけます。その損金参入できる限度額を現行の所得金額の 20%から 50%、これは社会福祉法人並みでございますが、これに引き上げるということをしてございます。

この措置によりまして国税としては法人税が減収し、それに伴って地方税としては法人住民税及び法人事業税の減収という影響が想定をされます。

こういった税制優遇の拡充に伴いましてどのような地方税への影響が出るかというのを全国ベースで内閣府で試算してございます。その試算の概要が真ん中にご覧いただけます内閣府の試算という欄でございます。

試算にあたりまして内閣府といたしましては、今申し上げましたような新たな制度の導入ですとか制度の拡充ということで、まずその法人数がどのように増えていくのかというところを試算されております。この試算につきましては、これまでの認定 NPO 法人数の伸びでありますとか、独自に NPO に対するアンケート調査などいろいろとやられたものを分析された結果だというふうにご覧いただけます。この法人数につきましては、内閣府の試算の 1 の欄に書いてございますが、現行制度下の認定 NPO 法人数についても現在の約 2.2

倍の 400 法人になるだろう。これは平成 23 年度末の予想でございます。

また、地方公共団体が条例に基づき指定する NPO 法人数については、現在の NPO 法人全体の約 1.7%の約 700 法人であろう、認定を受ける法人につきましては、同じく NPO 法人全体の約 1.7%の約 700 法人であろう、みなし寄附金制度を活用する NPO 法人数については、認定 NPO 法人数の約 8%の約 30 法人であろうという仮定を試算しております。

この試算数を元に税における減収見込みというものが試算されてございます。これは、これまでの寄付金の受入れ実績などを考慮して積算されているようでございますが、まず法人への寄付者の課税の部分でいいますと、①新たに税額控除方式の導入に伴う、個人住民税の減収として約 6 千万。これを対象となる法人数で割り返しますと、1 法人あたりに伴う影響額が 5.5 万円になってございます。

②個人住民税の条例指定による法人の拡大に伴う減収見込みというのは約 900 万円。これを対象となる法人数で割り返しますと、1 法人あたり 1.3 万円。

(2)法人への課税は、①みなし寄附金制度の損金算入の限度額引き上げに伴う法人住民税及び法人事業税の減収見込みですが、これは約 230 万円。1 法人あたりの影響額は、7.7 万円。これら 3 つの項目を合計しますと、全国ベースで約 7,130 万円の地方税の減収見込みというふうになってございます。

この内閣府の試算の考え方を北海道に置き換えて試算したところが、その下の道内自治体への影響というところでございます。

(井上会長)

すみませんが、簡潔にお願いします。

(事務局)

失礼しました。内閣府と同じような考え方にたつて、北海道にそれを置き換えましたら 1 番にあるような、それぞれの倍率ですとか比率を掛け合わせていくとこういった法人数になっていくだろう。当然現行よりも増えていくのだけれども、国のほうの比率に合わせてこうなっていくだろうということす。

それに伴いまして同じような法人あたりの単価を地方税の減収見込みというふうにして試算しますと、この表に書いてございますように 3 つ足しますと、合計しまして約 239 万円というような数字が出てまいりました。この 239 万円という数字でございますが、これは平成 20 年度の個人道民税の収入額を見ますと約 1,600 億円というふうになってございますので、それと比較をいたしますと、%でいいますと本当に 0.001%といったようなほとんど影響を与えるものではないというふうに見てよろしいかと考えてございます。

最後に最近の国の動きについて一言触れさせていただきます。報道によりますと国の税制調査会におきまして認定 NPO 法人の税制優遇措置の拡充については議論がなされてございまして、先程申しましたような内閣府からの税制改正要望事項について認定基準の緩和

を含めて基本的に了承されたということですが、認定権限の移譲につきましては国税庁からこの件に関することについてはまだ議論の進展が伺われないということですが、今議論をしております税制優遇措置の拡充等につきましても確実に優遇されるかどうかということにつきましても、最終的には年末にとりまとめられる 23 年度の税制改正大綱を見極める必要があると思われまます。

以上、長くなりましたが報告とさせていただきます。

(井上会長)

ありがとうございました。

途中、私が元々1番目の議論のところで時間を使いすぎましたので催促するようなかたちになって誠に申し訳ありません。

今「NPO 法人の税制優遇措置の拡充による地方税への影響」についてというシミュレーションにつきましては、前回の議論の中で NPO にとっては認定要件の緩和や税制優遇措置の拡充は良いことですが、行政によって税収減という影響を考慮しておくべきという発言が委員の皆様方の中からありましたものですから、それを受けて事務局のほうでシミュレーションをやっていたということでご報告がありました。

この案件につきましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(河西委員)

簡潔に言いますと、認定 NPO 法人に係る税制に関しては、政府での議論のほうスピーディーに行われていて、あえてこちらの道州制特区のほうで出さなくても実現できるのではないかというふうに思っています。

ただ、一方で今事務局から説明がございましたとおり、認定の事務手続きに関して、こちらのほうでは議論が進んでいないというのは私も承知しているところなので、こちらをメインにして今回の道州制特区に上げたかどうかと思います。

そしてもう1点ですが、26 ページの図に具体的に認定 NPO 法人の認定手続きの概要ということで道に権限が移譲されたあとのイメージ図なのですが、NPO 法人から認定申請書を上げるのが各振興局となっていますけれども、現在認定の申請手続きに関しては、北広島市をはじめとして道内 5 の市町がその事務手続きを権限移譲で受けているのです。したがって、ここは各振興局プラス道から権限移譲された市町村というふうに書かれておくほうがよろしいのではないかと思います。

実際に認定 NPO 法人に関しても、やはり NPO 法人設立の認証のための手続きをした窓口に行ってできる。それが真のワンストップサービスではないかと思しますので、それを付け加えていただけるとありがたいと思います。

最後に理念として、当然新しい公共の中で認定 NPO 法人を増やして NPO の活動を促進す

るという意味合いと、もうひとつは行政の効率化ですよね。26 ページの上の図と下の図を比べてみると、明らかに下の図のほうが行政手続きの効率が上がるようにも思われますので、そのあたりも PR されたほうがよろしいのではないかと思います。

したがって、新しい公共を推進していくにあたって行政のほうも効率化するためにこのような権限移譲をしていただきたいというような論議になるように思います。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

時間をとっておいて私が発言して誠に申し訳ないのですが、今、河西先生がいわれた部分で税制の部分、政府のほうで議論が進んでいるということもありますけれども、これを変えろということでは必ずしもなくて、前のほうの認定手続きのところをメインにということかたちで原案に近いところでやっていただければというふうには思うのです。

ただ、元々の提案のところ、道民からあがってきた 276 の提案のところというのは、河西先生が言及された税制優遇措置云々のところというのは、必ずしもそのところがメインではなくて、認定要件の緩和というところがあったので、このかたちで中身は進めていこうということによいと思うのですが、このタイトルがこのままでよろしいのかというのは検討していただけますか。

つまり、「認定 NPO 法人制度の認定要件」となっていますよね。今ご説明いただいて議論をこれまでしてきているところというのは、必ずしも認定要件の緩和というところに絞られているわけではないということなので、ここの括弧の括り方のところというのをご検討しておいていただければというふうに思います。

その他、次にいってよろしいでしょうか。

では、これは先程の案件と同じように 274 と 276 というかたちで答申に含めるということかたちで、お忙しいところ申し訳ないけれども手続きのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、No.281 ポストバスの件について、何度も議論してきましたけれども、どのようなかたちで取りまとめができていのかということの説明いただければと思います。

(事務局)

281 番ポストバスについてご説明を申し上げます。

資料 3 の 39 ページをご覧ください。前回委員会では、9 月 1 日に公表されました国土交通省の自己仕分けで市町村や NPO 法人による自家用旅客有償運送については、国土交通大臣が行う国の権限を市町村に移譲するという報道がされたということをご報告させていただきました。

今回、国の仕分け結果の資料を入手いたしましたので、その抜粋をここに載せさせていただきます。

一番上の網掛けの部分でございますが、自己仕分け結果のところでございます。自家用有償旅客運送について市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方法で検討する。その旨記載をさせていただきます。

今後の自己仕分けにかかる国のスケジュールでございますが、各省庁でさらに検討を行いまして、最終的に12月末をめどに地域主権戦略会議において出先機関改革に関わるアクションプランというものを決定するという事になってございます。

それでは40ページをご覧ください。自家用有償旅客運送の現状と検討の視点についてご説明をいたします。

前回の委員会で自家用有償旅客運送にかかる権限移譲ですとか規制緩和などにつきまして検討を深めていくという方向性をお示しいただきましたことから、今回国が全国一律で規定をしております基準や要件、これらにつきまして地域が独自の基準で要件を決めて実行していくことができるようにするという、そういう観点で現状と検討の視点というものを整理したということでございます。

自家用有償旅客運送制度につきましては、平成18年10月の道路運送法の改正で制度化をされました。現在、市町村運営有償運送、それと福祉有償運送・過疎地有償運送の3つの類型で、類型ごとに運送実施主体ですとか運送区域などにつきまして基準や要件といったものが道路運送法に基づく国土交通省令ですとか通知などにより細かく規定をされているというものでございます。

まず1番の登録権限では、現在運輸支局での登録が必要となっております。先程お話ししましたが、国のほうで希望する市町村に権限を移譲するという方向で検討するという動きも出てきてございますので、検討の視点でございますが、登録権限を市町村、または都道府県へ移譲を求めるとというのが視点として考えられるところです。

2番、地域での協議機関でございます。これは、国へ登録するにあたりましていろいろ地域関係者による協議機関の合意というものを得ることが要件となっております。その協議機関の中でいろいろな事業の必要性ですとか、そういったものを協議することになってございます。

こういったものが定められているのですが、これを市町村の裁量、各地域の裁量の拡大をしていくようにしてはどうかというのが検討の視点でございます。

次に3番目でございますが、運送関係でございます。ここも実施主体ですとか運送区域、こういったものにつきましていろいろ定めがされてございますが、たとえば実施主体であれば株式会社ですとか学校法人などを追加できるようにしてはどうか。運送区域も一つの市町村の単位となっておりますが、それを隣接市町村まで区域を広げ発着地の範囲の拡大を考えてはどうかということでございます。

次に41ページでございます。利用可能な車両についても法令等で定まっておりますの

で、これについても地域の実情に合わせて、たとえば貨物自動車ですとか学校法人のスクールバス、こういったものも使えるようにしてはどうかということでございます。

利用者につきましても、今は住民ですとか親族、名簿に事前登録が必要でございます。

これについても急な訪問、親戚が急に来た場合でも利用ができるとか、事前の名簿登録を不要にするなど、利用者範囲の規制緩和などもできるようにしてはどうかということでございます。

運送の対価につきましては、現在タクシー料金の運賃の概ね 2 分の 1 程度という目安となっておりますが、こういったものも、具体例に書いてございますが、協議会の合意があれば 2 分の 1 以上も可能とするなど、運賃の規制緩和なども地域のほうで話し合っできるようにしてはどうかということでございます。

今お話ししたものにつきましては、私ども事務局で、あくまでも案として検討して載せたものがございます。現在どのような規制緩和ですとか裁量権の拡大を求めていくのか、地域のニーズがどこにあるのかというものを把握するために、42 ページ以降にございますが市町村アンケートを実施してございます。次回の委員会では、この市町村アンケートの結果を踏まえて検討の視点を整理した資料に基づきましてご審議をいただきたいというふうに考えてございます。

42 ページのアンケートでございますが、これは市町村有償旅客運送を実施している市町村と、平成 22 年度に地域公共交通活性化協議会というものを設置している市町村を選定しまして、トータル 71 市町村にアンケートを差し上げてございます。

アンケートは、ここにありますように問 1 から問 8 までございます。自家用有償運送・地域公共交通会議を実施している上で困っていることですとか、規制緩和や裁量権の拡大を求めるといったような内容につきまして地域の具体的なニーズをこのアンケートによって把握をいたしまして検討の視点を整理していくというふうに考えてございます。

以上でございます。

(井上会長)

このアンケートは、いつ発送ですか。

(事務局)

もう送っています。11 月の 2 週目くらいには送り済みです。

(井上会長)

締め切り日というのはいつですか。

(事務局)

今月末には集約しようと思っております。

(井上会長)

では、No.281 ポストバスの案件につきまして事務局からただ今説明がありました。

答申に盛り込むという方向で鋭意アンケート等の作業に入っているわけですが、先生方のほうからご意見、あるいはご質問があったらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

これは、前回の委員会でどなたかから幼稚園や保育園で送迎バスを持っている学校法人が所有する車両等も使えるようにしたらどうかというようなご意見もあったように記録には残っておりますけれども、その点はどうでしたか。

(事務局)

南部委員からご発言がございました。

(井上会長)

何か検討は、多少なりされましたか。

(事務局)

検討はこれからでございます。そのあたりも含めまして今回のアンケートには、学校法人の利用ができないかとか、車両についてということも含めまして、アンケートの中で何か出てくれば次の視点の中で示していけるかと思っております。

(竹田委員)

単純な事実の確認なのですけれども、たとえば幼稚園・保育園等の送迎バスは、今それ以外では使ってはいけないのですか。

(井上会長)

そのあたりも含めて検討してくださいということなのです。

前回竹田委員はご出席賜ったと思うのですが、私も記憶薄らなのだけれども、確かご発言の主旨は、要するに朝と夕方に送り迎えするだけで昼間はほとんど空いているのだと。だからこれは有効に使えるのではないか。そして比較的、都心部だけではなくて地方にも幼稚園・保育園というのがあるのでというようなお話だったので、これはいろいろなかたちでの規制も当然あるのだらうと思うのです。ですからそのあたりも含めてこれからご検討いただければというふうに思います。

そういうことで竹田さん、よろしいでしょうか。

では、まだ確定というかたちではないのだけれども、本日これまで3件について274・276・281のそれぞれ個別案件をご議論いただいて、第5回答申に盛り込むという方向でこれから

鋭意作業等を詰めていきたいというふうに思っております。

先程、河西先生のほうからありましたけれども、国の動きもありますので、そこを片方で睨みながら議案というものをつくっていかなければいけないというふうに思います。

答申にという前に答申案といえますか、正式には整理案というふうに呼んでいるものですが、そういう方向にむけて事務局のほうでもやっていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それで、少し別なテーマに移るのですが、先程の資料1の40回の欄の一番下に「特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設」ということが付してあります。

これは庁内提案、道庁内の担当部からの提案があって継続審議となっている案件であります。これについてご審議をいただきたいというふうに思います。テーマは変わっておりますが、前の委員会から、審議を行い継続審議案件として第5回答申に向けて検討する旨の申し送りがありました。

それで、私も含めて前の委員会から引き続き委員に就任されている方もおられますけれども、新しい委員の方もおられます。ですから、その審議の経緯等も含めて事務局からご説明いただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

(事務局)

それではご説明をいたします。資料4でございます。

この案件につきましては、先程会長からもお話しがございましたが、庁内提案ということで経済部から第4回答申に向けて提案があったものでございます。委員会での審議の結果、第5回答申に向けて前向きに検討するとされたところでございます。

提案の主旨や審議経過でございますが、資料4の1枚目でございます。この提案につきましては、その概要に書いてございますが高齢化の進展、それに伴う健康志向への高まりを踏まえ、現在医師の指示により身体または精神に障害のある方に対してリハビリなどの理学療法・作業療法を行っている理学療法士・作業療法士に対し、北海道知事が認める専門的な教育を修めることにより、特区理学療法士・特区作業療法士という新たな資格名を使用することを認め、理学療法士と作業療法士のスキルを生かし、健常者を対象にした高度な健康サービスを提供しようとするものでございます。

委員会の審議状況・審議経過でございます。2のほうに移りますが、これまでに前期の委員会で5回の審議を行っていただきました。最初の審議は、ここでございますが平成20年12月に開催されました第26回の検討委員会、その後28回・29回・30回・32回で審議が行われてございます。

当初第26回の委員会では、提案項目の名称でございますが、「地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の拡大」という名称でございました。これにつきましては、現行法の理学療法士及び作業療法士法の規定では、身体または精神に障害のある者に対して

理学療法・作業療法を行うとなってございますが、この規定に北海道知事が認めた専門教育を修了した理学療法士・作業療法士は、健常者に対してもストレッチなどの運動の指導を行うことができる旨の条文を追加するという事で業務領域の拡大という名称としてございました。

その後委員会の審議の中で、現行法の条文が、規制項目が並んでいる中で業務領域の拡大や明確化という条文、そういったものを追加することは法のバランスを欠くのではないかといったご指摘などを踏まえまして、最終的には第30回の委員会で北海道知事が認めた専門教育を修了した理学療法士・作業療法士に新たな資格名を使用するということを認める「特区理学療法士・特区作業療法士の資格の創設」という提案項目名に変更する旨、経済部から委員会に対して説明があったところでございます。

内容的には、新たな資格制度を設けるというかたちになってございますが、提案の主旨であります理学療法士・作業療法士のスキルを生かしまして、健常者を対象にした高度な健康サービスを提供するという事は、当初の案としては変わっていないという事でございます。

2枚目でございますが、3番に委員会での主な意見を載せてございます。主な意見でございますが、そこに書いてございますとおり新たな資格制度を設けることで特区提案になじむものになるということと、新たなビジネスの創出につながる、利用者にとって選択肢が増えることにつながるという積極的なご意見がございました。

その一方で地域におけるニーズ・事業性があるのかということ。あるいは、今まで自由にできたことが新たな資格制度を設けることでかえって法の枠をはめることになるのではないか。現行法規の中でも対応可能ではないかなど、慎重なご意見もございました。

このように議論が分かれたことから第4回答申には盛り込まず、第32回の委員会で第5回答申に向けて前向きに検討するという事で整理がされたところでございます。

このことにつきましては、前期の委員会からの申し送り事項といたしまして、現在の委員による最初の検討委員会、昨年11月6日に開催した第33回検討委員会でもご報告をさせていただいたところでございます。

これまでの経過につきましては以上でございます。

続いて経済部からご説明いたします。

(経済部産業振興課 長橋課長)

経済部産業振興課の長橋でございます。

私のほうからは、特区の提案に対します資料でいいますと4番の後段になりますけれども、その提案に対します経済部としての今後の取り扱いなどの考え方につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

ただ今地域主権局から説明がございましたとおり、この提案に対しましては、第5回答申に向けて前向きに検討するとしていただきましたけれども、一方で委員の皆様方からは、

地域におけるニーズ・事業性があるか不明といった慎重なご意見もあったところでございます。この点につきましては、現在モデル事業を通しまして事業性の検証などを行っております。

具体的にいきますと、資料にありますが平成 21 年度に株式会社アフィオ様によりまして高齢者の健康づくり、具体的にはひざイタ予防に関する教室でございますけれども、これを実施したところでございます。

この教室に参加をされました皆様に対するアンケートにおいては、約 4 割の方が月 5 千円から 1 万円を支払ってでも参加を希望するというような声があったところでございます。

また今年度 22 年度におきましては、NPO 法人あうるず様によりまして理学療法士などを帯同いたしまして 3 泊 4 日でヘルシーな食を提供して 100 キロのロングトレイル、これを歩きまして健康づくりの旅の可能性を探る「メディカルトレイル可能性調査と試行」を行っております。現在実施結果をとりまとめているところでございますけれども、参加者からは疲労回復するための運動指導などにつきまして大変好評の声も出ていただいております。

さらに NPO 法人グラウンドワーク西神楽様によりまして、冬季間に自宅に引きこもり、運動不足になりがちな高齢者に対しまして共同生活の場、家を提供いたしまして理学療法士ですとか栄養士によりまして運動プログラム、食事メニューの開発を行って健康的に冬季間を過ごせるサービスを行う事業を実施する予定でございます。

このように現在モデル事業を通した事業性の検証などを行うとともに、事業化に向けた課題の整理といったものも行っているところでございます。

また合わせまして札幌医科大学によりまして理学療法士等の方々を対象といたしまして、起業化に向けた支援制度ですとか手続き等のプログラムを盛織り込みながら地域で健康づくりサービスを実践する人材を育成する事業を実施しているところでございます。

合わせて先般 10 月 15 日になりますが、この件に対しまして北海道理学療法士会の方々と意見交換を行ったところでございます。その意見交換の中では、今後、修了後資格を取った後起業する人が増えてくるというような前向きな発言もあったところでございます。

今こういったことで事業性等の検証を行っているところでございますけれども、我われとしましては、こういった検証・提案事項の再精査が終了後、新年度に改めて審議を行っていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局、また庁内提案の部署であります経済部のほうから特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設という案件につきまして説明をいただきました。

ただ今の説明に関しましてご意見・ご質問がございましたらお出しいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

今のご説明は、新しい健康産業の創出という側面からのご説明だったのですが、私は、もうひとつの側面があると思って理解をしておりました。その辺を私なりの理解でお話をさせてもらいたと思います。

理学療法士・作業療法士は、コメディカルな分野の資格保有者ということで、医師の指示の下に理学療法・作業療法をその必要な者に対して行うという位置づけになっております。

先程の介護職員の背景と非常に似ているところがあるのですが、今現状でその理学療法士・作業療法士、PT・OT といいますが、この方たちが仕事をしている分野というのは施設の中というところが圧倒的でございまして、特養はあまりないのですが老人保健施設・病院というところで仕事を行っている方々ということです。

その中で特に医師以上に地域の偏在が高い、札幌を中心として約 8 割以上が都市部にいて、ほとんど地域にはいらっしやらないという形なものですから、どうにか地域の方々が専門的なこういう理学療法・作業療法を受けられる機会が設けられないか、増えないだろうかということがあります。

その中で、ここも同じ視点でその施設に行くことになってしまうのですが、地域に出て活動できる場というのを広げていかないと、たとえば退院したあとのフォローというのはなかなかできないのが現状です。

要介護認定においても要支援という認定が行われた場合は、介護予防ということで 3 ヶ月は介護保険制度の中でこうした専門的なプログラムを受けてリハビリをすることができるわけですが、3 ヶ月を過ぎるとできなくなる。そこでこのような専門的な資格を持った方々が地域でその後もフォローできるようなかたちでビジネスとしてできないかという医療と健康産業というもののつながりができないかということが今後進めば、地域の健康づくり全体が進むのではないかというふうに思っています。

こういった方々が起業するというのが今非常に、できている県も出てきてはいて、非常に進んでいる県も出てきてはおりますので、是非そうしたことも、医療という側面ばかりではなくて新たなビジネスという側面からも是非支援していきたいというふうに思っているところです。以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

(竹田委員)

前回いなかったのだからわからないのですが、第 4 回答申に盛り込む慎重な意見のうち、3 つあがっているうち上と下は了解できたということで、自由にできたことが資格制度を設けることで逆に法の枠をはめる、自由にできなくなるというのは、これはどういうこ

となのですか。

(五十嵐副会長)

それは私の理解で、要するに、そうはいうもののPT・OTの方々というのは、たとえば健康づくりの側面で本当にきちんとした教育を体系的に受けているかといったら受けていないのです。そういう意味では、もう一度道が認めるプログラムに沿ったかたちで、その専門的な知識を付け加えてもらいたい。そうした方々が健康という分野のプログラムもできるのですよということにしたいのです。

今はできないのかというと、実はそういうわけでもなくて、その辺が非常にグレーゾーンなのですけれども、訓練という意味ではできなくはない。その方たちがいろいろな健康体操をやるということもやってはいるのです。そういうところで今本当はやっているのだけれども、こういう制度をつくってしまうとやっている人たちができなくなるのではないですかという、そういう心配なのです。

ここまでがそのときの議論だったと思うのですけれども、私としては、是非ともそういうきちんとした体系立った知識を身につけた方が資格を持って地域で堂々と看板を掲げてもらいたいという、そういう意味です。

(井上会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

何よりも提案部局であった経済部がもう少し様子をみたい、実証実験等々をやっているのですその結果を踏まえてもう少し練り直したかたちで再提出したいというようなお考えですから、よほどのことがない限りそれに待ったをかけるというわけにはいかないというふうには思います。

ただ、先程五十嵐副会長のほうからも説明がありましたけれども、前回第4回答申の時期にありましては、かなり議論が紛糾したものの、どうしても経済部のほうがやってほしいということで、我われのほうは様子を見たほうがというような意見もその段階では確かにありました。

ただ、これは先程、五十嵐副会長がいわれた中で、要するにこういった療法士の方々の地域偏在の部分が非常に大きいということで、その受益者であろうという方々と同時に、また一つのビジネスモデルとして何とかやっていけないものかというようなことがありましたので、その点を改めてご認識いただいて、次回には必ずご提出いただくようお願いしたいと思います。できましたら次回になるべく早い時期に議論して、後戻りしないようにやっていきたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、本日の審議結果をまとめますと、第5回答申に向けてさらに検討を進めていく案件として274・276・281の3件を残しております。

前回の委員会での話でありますけれども、各地域の振興局が地域のみなさん方からいろいろなお話をお聞きし、地域課題の解決に向けた様々な取り組みをとりまとめた政策提案、あるいは食・観光・環境といった北海道価値を活かした北海道モデルの取り組みの中から事務局として道州制特区提案につながるものをピックアップしていきたいという考えが出されました。このことは、第 5 回の答申時期にも絡む内容だと思いますけれども、この状況について事務局から説明をいただきたいと思います。

これは、新しく支庁制度の改革というかたちで地方がこれまで以上に権限を持って地域振興にあたるということでのいろいろな意見のとりまとめを道庁としてされていたものを、何とか道州制特区提案に盛り込めないか。元々、今回の場合は、先生方にご議論していただきましたように今 3 件しか残っていないので、これはちょっとということもありましたので、少し本数を増やすということの意味合いも正直言ってありました。事務局でのこういった関連の取り組みについてご説明をいただきたいというふうに思います。

(事務局)

ご説明申し上げます。本日これまでご説明してまいりました道民提案を元にした 3 項目、これにつきましては第 5 回に提案する方向で整理を進めてございます。

本日のご説明の中でもお話をさせていただきましたが、まず認定 NPO 法人につきましては、12 月末に出される予定の国の税制改正要望、税制改正の結果、そういったものを見極める必要があるということがございます。

コンビニ収納につきましては、先程来各委員からご意見をいただきましたが、年間基本料金の軽減、コスト軽減のための仕組みの検討なども今後行っていく必要があるということでございます。

有償旅客運送につきましては、現在道内の関係市町村にアンケート調査を実施してございます。その調査の結果に基づいて地域のニーズといったものを十分に今後とも把握・検討していく必要があることもございます。それに加えて 12 月末に出される予定の国のアクションプランというものも見極めていく必要があるということでございます。

この 3 項目の道民提案につきましては、今お話し申し上げましたように、今後も国の動向を見極める必要ですとか当検討委員会でご議論・ご検討をしていただくべき事項がまだ残っているという状況でございます。

それと道民提案以外の新たな提案につきましても現在道が進めております北海道モデルの取り組みですとか、道内の経済界の方々からの今後の活性化に向けたご意見やご提言、こういったものの中から特区提案にふさわしいものがないかどうか検討を現在行っているところでございまして、提案項目の洗い出しについてももう少し時間が必要となっております。

それと今現在特区提案に向けて検討をしようとしているものにつきましてももう少し内容の整理・検討を行う時間が必要となっている状況でございます。

このように第 5 回の提案に向けまして道民提案と庁内提案など、各提案項目とも今しばらく検討に要する時間が必要となっておりますことから、答申をいただく時期につきましては、当初お願いをいたしておりました本年 12 月から来年の 3 月に変更させていただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

(井上会長)

事務局からご説明があったとおりで、要するに最終的に事務局が説明されたところの結論の部分というのは、当初 12 月に答申案を出すというふうに予定していたところを、年内というところではなくて年度内に変更したらというようなご提案であるというふうに理解してよろしいですか。

これらあたりについては、先生方からご意見等々があればお出しいただきたいと思いますが、1 点、2 点私の思うところを早口で申し上げます。

ひとつは、1 週間くらい前だったと思いますけれども、地元紙に全国の首長さんに対するアンケートだったと思いますけれども、その中で道州制、消費税などという中に合わせて道州制というものについてのアンケート結果が報告されていまして。北海道は、中では、1 番か 2 番というのは書いていなかったですが全国平均より高いところにあったということです。これは、これだけやっていて道州制に関する意識が北海道で低いといたら我われは何をやっていたのだということになるので、そのあたりは救われたのかなというふうに率直なところ思っております。

あと 1 点は、同じ地元紙に書かれた、たぶん社説か何かだったと思います。1 日か 2 日前です。これは、知事会あたりのところで特区提案をされた。これはどういう表現だったか覚えていませんけれども、私の解釈では、何も動かない政府に対する地方の一揆だという、私自身は個人的に言えばまさにそのとおりだというふうに思います。

道州制特区についてここでみなさん方と議論を深め、そして先生方においては非常に細かいところの準備までしていただいていたにも関わらずなかなか議論が遅々として進まない。また、今のような状況で国に上げていっても実際には真剣に相手にしてもらえるのかどうかもわからない状況で、私どもは知事に対する諮問機関ということですから、この委員会の冒頭にあって知事が「これは法律で定められたもので、法律は変わっていないはずだから、要するに肅々と進めていただきたい」ということで、我われとしては肅々と進めているわけですがけれども、やはり私どもは今日も地元の、あるいは道民のみなさん方の一つひとつの小さな意見というものに後押しされながらこれをやっているわけです。私どももそうですし事務局のほうも、今日もいろいろな、かなり厳しいといいますが、作業を要するようなことを求めるような意見も出ましたけれども、是非めげずにやっていただきたいというふうに思います。

私の個人的なコメントはここで言うべきではなかったかもしれませんが失礼しました。

それで、年内というのを年度内というふうに、実際的には延長するというので、これはやむをえないのかというふうに私自身は思いますけれども、いかがでしょうか。

(河西委員)

年内を年度内にするというのは、現実的なご判断だというふうに思います。私は、賛成します。

やはり道州制特区に関しては、今の政権がどの程度反応してくれるかというような部分はありますけれども、そのためにはある程度インパクトをもって今現政権に伝えていかなければいけない。そういうこともありまして、3件よりももう少し道民の方々のニーズを掘り起こして、それで提案をするほうがよりインパクトが強くなると考えます。

以上をもって賛成とさせていただきます。

(井上会長)

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

経済政策戦略会議というのは私も出させていただいているのですが、そうはいいながら食クラスターにしても観光にしても個別にどんどんあがってきているわけですが、それとこの道州制特区提案とどう絡んでくるのかというのもないわけではなくて、むしろこの道州制特区提案というよりは、総合特区のほうが政府としては扱いやすい。扱いやすいというのはいろいろな意味があるわけですが、そういうこともあるけれども、できるだけ道民のみなさん方の生活がより豊かになるように一つひとつ意見を汲み上げていくということで、できれば振興局・総合振興局あたりのところも含めて政策提案というのをもう一度掘り起こして、とりわけ非常に深刻な状況にある地域・地方のご意見に応えられればというふうに思いますので、その点事務局にもよろしくご尽力・ご協力お願いしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、ちょうど時間になってすみません。第41回委員会というのは、もう結局、12月にアンケートか何かとっていませんでしたか。

次回の日程についてお願いいたします。

(事務局)

次回の委員会につきましては、今ご説明申し上げたように今後の国の動きなどをふまえて資料を調整する必要がございますので、年明けの1月中旬、もしくは下旬に開催をさせていただきたいと考えてございます。

具体的な日程につきましては、別途調整をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

(井上会長)

では 1 月の中旬から下旬にかけてということで、各自それぞれちょうど一番忙しい時期ではないかと思えますけれども、会が成立するまでみなさん方ご協力いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは(6)その他ということですが、事務局のほうから何かありますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(井上会長)

では、途中で時間のガイダンスというものを非常に手違えてしまいまして窮屈なご議論の展開になったかと思えます。一応予定していた 12 時というところで時間がまいりましたので終了させていただきたいと思えます。

年内これで最後ということで、良いお年をお迎えください。